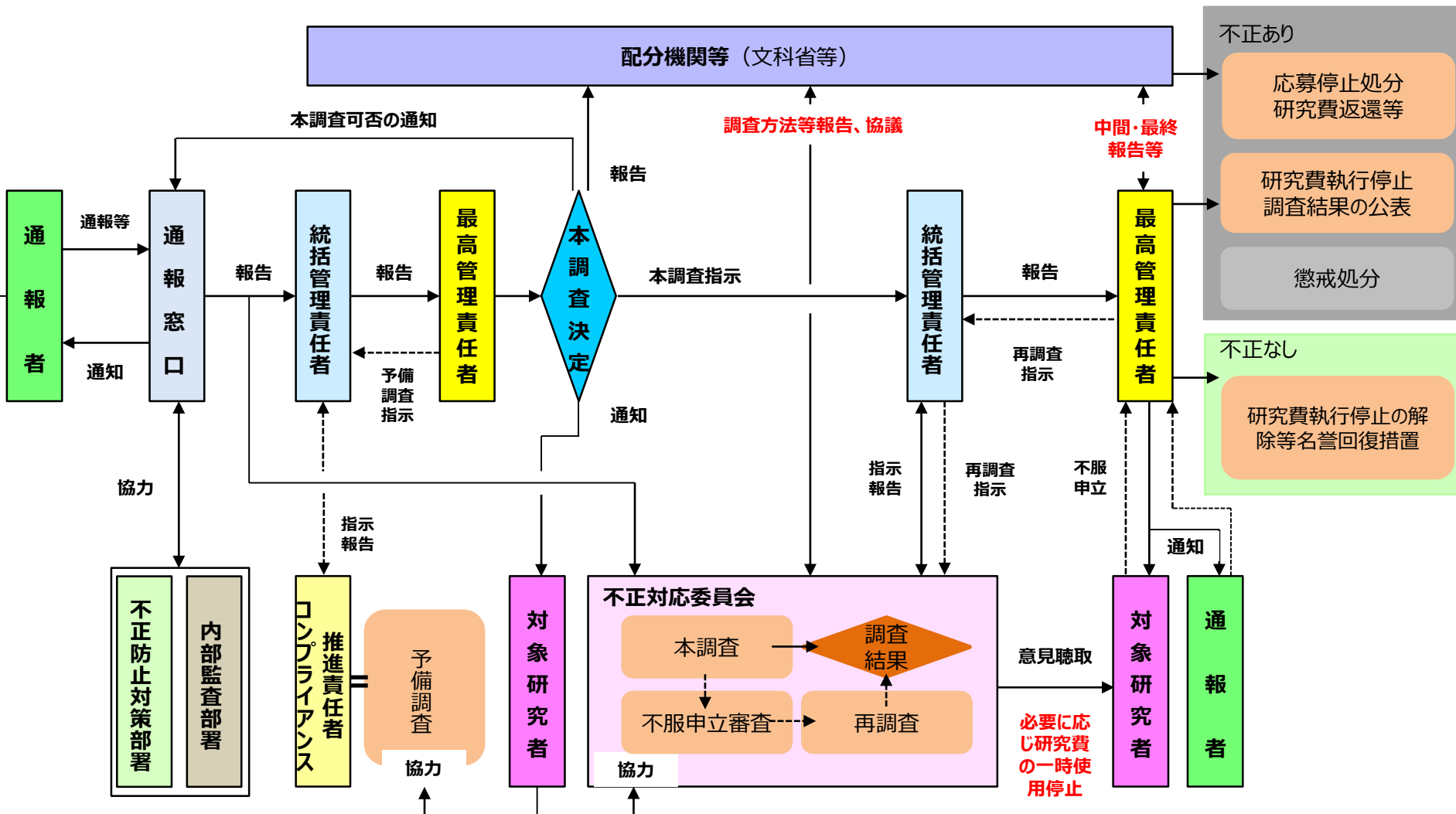


不正行為に対する調査フロー図

予備調査段階

本調査段階

認定後の措置



- 最高管理責任者は、調査の要否を判断し、通報等を受付けた日から**30日以内**に配分機関等に報告、通知を行う
- 不正対応委員会は、調査開始後**150日以内**に調査結果をとりまとめ、認定を行う
- 最高管理責任者は、**認定結果を速やかに**配分機関等に報告、通知を行う
- 最高管理責任者は、不正行為の内容が不正使用の場合、認定結果に加え再発防止策等を加えた最終報告書を、通報等を受付けた日から**210日以内**に配分機関等に報告を行う